資料４

平成29年度事業（素案）について

	道路運送法に基づく **地域公共交通会議**	地域公共交通活性化再生法に基づく **法定協議会**
平成18年10月	**道路運送法の改正**により、地域公共交通会議の設置が可能になり、地域公共交通のニーズに即した運行形態やサービス水準等について協議ができるようになる。	
平成19年10月		**活性化再生法の施行**により、地域公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制が強化される。（対象：バス、タクシーに加え、鉄軌道や船舶等追加）
平成20年8月	**地域公共交通会議の設置**	
平成25年12月		**交通政策基本法の施行**により、基本理念や関係者の責務等を明確化
平成26年11月		**活性化再生法の改正**により、**交通政策基本法の基本理念**にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨や、まちづくりと一体となった公共交通の再編を追加。 国庫補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）の要件緩和・拡充等
平成28年4月13日	**地域公共交通会議の廃止**	
平成28年4月13日	**糸魚川市地域公共交通協議会の設置** 糸魚川市地域公共交通会議規約 、財務規程等の制定、予算、事業計画 ・業務＝地域公共交通会議＋法定協議会　・財務、事務局、公印をもつ ・委員＝地域公共交通委員（会長を除く）＋新委員　・分科会を設けることができる　など	
平成28年4月14日	地域公共交通網形成計画作成に係る国庫補助金交付申請 地域公共交通確保維持改善事業＞地域公共交通調査等事業＞地域公共交通調査事業＞計画策定事業	
平成28年4月～ 平成29年3月	協議会開催、地域移動実態調査、アンケート調査・分析、意見交換会、パブリックコメント等	
平成29年3月末	**地域公共交通網形成計画策定**	
平成29年度	**（仮称）地域公共交通再編実施計画策定、一部事業実施**　など	
平成30年度～	地域公共交通ネットワークの再編実施　など	